

## VI 他人による出願審査請求の場合の注意事項

本人でない者（他人）が出願審査の請求をした後において、補正又は補正の却下により請求項の数が増加したときは、出願人がその増加分の出願審査請求手数料を納付しなければなりません（特195(3)）。増加分の手数料の納付がなく、かつ納付を求める補正指令に応じないときは、当該出願は却下の処分となります（特18(2)）。

## VII 出願審査請求手数料の返還請求

出願審査の請求後、審査官から最初の通知等が来るまでの間に、出願の取下げ又は放棄を行った場合に、出願審査請求手数料の返還請求を行うことにより、その一部が返還されます。

### 1. 返還請求が可能となる取下げ又は放棄の時期（特195(9)）

出願審査の請求後であって、以下のいずれかがあるまでの間に、出願を取下げ（みなし取下げを含む。）又は放棄した場合に返還請求が可能となります。取下げ又は放棄の時期は、出願取下書又は出願放棄書の到達日で判断されます。

- (1) 同一発明かつ同日出願の場合の協議指令（特39(6)）
- (2) 文献公知発明に係る情報の記載についての通知（特48条の7）
- (3) 拒絶理由通知（特50）
- (4) 特許査定の際の謄本の送達（特52(2)）

### 2. 返還請求の期限

- (1) 出願の取下げ又は放棄から6月以内に返還請求を行わなければなりません（特195(10)）。返還請求の日は差出日で判断されます。
- (2) 特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願が、特許法第42条第1項又は実用新案法第9条第1項の規定により取り下げたものとみなされた場合、先の出願についての出願審査手数料の返還請求の期限は、特許法第42条第1項又は実用新案法第9条第1項の規定により取り下げたものとみなされた時から6月以内に返還請求を行わなければなりません。

なお、経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた特許出願を基礎とする優先権の主張を伴う特許出願がされた場合における先の出願の取下げについては、経済産業省令で定める期間（1年4月）を経過した時又は当該先の出願について経済安全保障推進法第77条第2項の規定による保全指定の解除等又は保全指定の期間の満了の通知を受けた時のうちいずれか遅い時となります（経済安全保障推進法82(2)）。

- (3) 返還請求の期限を徒過した場合の救済措置

返還請求の期限を徒過した場合であっても、返還請求をする者にその責めに帰することができない理由がある場合は、返還の請求をすることが認められます（特195(13)）。

この場合、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内で、その返還請求の期限の経過後6月以内に限り返還請求書を提出することができます。その際、上申書又は返還請求書の【その他】の欄において、当該手続をすることができなかった理由が「返還

請求人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。

### 3. 返還額

納付すべき適正な出願審査請求手数料の額の「2分の1」に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です（手数料令1(4)）。

### 4. 返還方法

#### (1) 現金による返還

出願審査請求料返還請求書に記載された返還請求人又は代理人の金融機関の口座へ振込みにより返還します。

ただし、指定立替納付者により納付された審査請求料を返還するときは、やむを得ない場合を除き、指定立替納付者に対して行います。

※ やむを得ないと認められる場合とは、出願審査の請求後に名義変更の届出があった場合や、代理人変更の届出があった場合等により、指定立替納付者による納付の申出を行った者が出願人又は代理人の地位にない場合等です。

#### (2) 予納台帳への返還

予納制度を利用して審査請求料を納付した場合は、現金による返還に代えて、予納台帳への返還も可能です。

なお、予納台帳への返還は、審査請求料の納付の際に利用した予納台帳と同一の予納台帳へ返還するに限られますのでご注意ください。

※ 返還請求時において返還請求先を出願人予納台帳として代理人が手続を行う場合は、あらかじめ特許庁長官に「代理人届（委任による予納額からの納付又は予納額への加算の申出）」を届け出ていることが必要です（特例規41条、様式第37）。

※ 出願審査請求料を指定立替納付により納付し、増加した請求項に係る審査請求料をそれ以外の方法により納付した等、一の案件に対して指定立替納付とそれ以外の納付方法によって出願審査請求料を納めている場合、出願審査請求料返還請求書の【返還金振込先】には金融機関の口座情報を記載します。

これにより指定立替納付により納付された手数料は指定立替納付者を經由して、それ以外の手数料については記載された金融機関の口座あてにそれぞれ返還されます。

## 5. 返還請求書の様式

特施規様式第74（第76条関係）

【書類名】 出願審査請求手数料返還請求書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還請求対象書類】

【書類名】

【提出日】

【納付済金額】

【返還請求金額】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

（【返還の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【加算金額】）

（【提出物件の目録】）

（【物件名】）

〔備考〕

- 1 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載する。
- 2 「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、出願審査請求書、  
手続補正書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。

3 出願審査請求書と手続補正書のように返還を請求する手数料を納付した手続が2以上あるときは、「【返還請求対象書類】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【返還請求対象書類】

【書類名】

【提出日】

【書類名】

【提出日】

4 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の合算額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。

5 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する額の合算額を記載する。

6 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する手数料の予納に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する手数料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。

7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第31の5の備考1並びに様式第73の備考3、4、8及び9と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。